

# 天平文化（1）

天武天皇は、6世紀に編まれた「帝紀」「旧辞」の訂正・集成、および中国に倣って勅撰国史の編纂に臨んだ。編纂は天武の死後に一時中断したが、それぞれ712・720年に完成した。以降、勅撰国史は中国への意識が低下する10世紀まで編纂され続けた。和同開珎の鑄造とあわせ、天平文化への唐（盛唐）の影響は大きい。

## ○歴史書と地誌

### ●2つの歴史書

#### <歴史書①>

6世紀、「帝紀」（大王の系譜）・「旧辞」（朝廷の伝承）が編纂された！？

⇒天武天皇は、豪族のもつ「帝紀」「旧辞」の写本に誤りが多く、

また、 unnecessary 部分を削って一書にまとめるべきとし、訂正・集成に臨んだ。

◇写本の過程での誤りに加え、「帝紀」「旧辞」は難解で誤読も多発



712年、『<sup>(1)</sup> \_\_\_\_\_』

…元明天皇の命令で、<sup>(2)</sup> \_\_\_\_\_ が「帝紀」「旧辞」の内容を正しく誦習し、それを<sup>(3)</sup> \_\_\_\_\_ が整理しながら漢字で筆録

…物語的要素が強く、神話・伝承も含んだ、天皇家による国土統治の歴史書

◇誦習…難解な史料を読み解くこと



図1 太安万侶

#### <歴史書②>

天武は中国に倣い、勅撰による国史を（1）とは別に編纂して、支配の正当性や権威を示そうとした。

◇勅撰…天皇の命令で選び、編纂すること



720年、『<sup>(4)</sup> \_\_\_\_\_』

…<sup>(5)</sup> \_\_\_\_\_ が中心となり、神代から持統天皇までの歴史を漢文編年体で記述

⇒勅撰による国史は、10世紀の『<sup>(6)</sup> \_\_\_\_\_』まで計6つ編まれ、

<sup>(7)</sup> \_\_\_\_\_ と総称される。

◇編年体…出来事を年代順に記述する、中国の国史の記述法

◇(6) …醍醐天皇の御代である901年に完成

◇(7) …『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』

『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』



図2 舎人親王

### ●地誌

713年、諸国の国司に、国の地誌『<sup>(8)</sup> \_\_\_\_\_』の編纂が命じられた。

⇒国司は、国内の地名とその由来・動植物・伝承をまとめた。

◇まとめる際に、国・郡・里の名称は、縁起の良い2字に改名（例：泉→和泉）



現在、5カ国（常陸・出雲・播磨・豊後・肥前）の『(8)』の写本が残っている。

⇒この中で、欠損部分がない（完本である）のは、『出雲国風土記』である。

## ○文学と学問

### ●漢詩

漢文でやりとりされる律令体制では、貴族・官吏に漢文の学習が求められた。

⇒そのため、漢詩をたしなむことが貴族・官吏の間で流行した。

#### <漢詩文集>

751年、『<sup>(9)</sup> \_\_\_\_\_』

…7世紀後半の漢詩を取めた、勅撰ではない最古の漢詩文集

#### <代表的な文人・編者候補>

いそのかみのやかたづぐ  
石上宅嗣…自宅に公開図書館<sup>(10)</sup> \_\_\_\_\_を設置した人物

<sup>(11)</sup> \_\_\_\_\_…神武～光仁天皇までの漢風諡号<sup>しごう</sup>を定めた人物か



図3 石上宅嗣

### 天皇の名付け親!?!—淡海三船

原則として、「推古」天皇や「天武」天皇など「」部分は、その天皇の死後に名付けられる。これを諡号<sup>しごう</sup>（<sup>おくりな</sup>諡）という。諡号は誰が考えたのか。諸天皇や武（雄略天皇）など大王の諡号を考えたのは、淡海三船とされている。

さて、諡号はその天皇の業績に関連する。例えば、「推古」は「古を推しはかる」の意味である。「冠位十二階」「憲法十七条」は後世の貴族に重視されたため、2つに関わった天皇ならではと言える。このように、諡号から当時を知ることもできる。



### ●和歌

漢詩に比べると、和歌は天皇から庶民にいたるまで広く詠まれた。

『<sup>(12)</sup> \_\_\_\_\_』…8世紀半ばまでの和歌を取めた、勅撰ではない最古の和歌集

…東国（三河以東）から集められた<sup>(13)</sup> \_\_\_\_\_や、  
兵役で九州に向かう防人<sup>さきもり</sup>が詠んだ<sup>(14)</sup> \_\_\_\_\_など、  
作者不明とされる下級官人・庶民の和歌も多く収録



図4 大伴家持（編者候補）

### ●教育制度

教育機関は律令に従って整えられ、次の2種類に大別できる。

①<sup>(15)</sup> \_\_\_\_\_…**式部省**の管轄下で、**中央（都）**に置かれた教育機関

一定以上の位階の者の子弟が優先して入学

②<sup>(16)</sup> \_\_\_\_\_…**国司**の管轄下で、**地方（国）**に置かれた教育機関

**郡司**の子弟が優先して入学

教科には、例えば次の3種類があった。

①明経道…五経や『論語』などの儒教の経典を学ぶ教科

②明法道…律令などの法律を学ぶ教科

③<sup>(17)</sup> \_\_\_\_\_…漢詩・中国の歴史を学ぶ教科（9世紀に重視）

⇒これらの教科の修了後には位階がもたらされた。